

平成30年度 第3回 直方市高齢者保健福祉協議会 議事録

日 時：平成30年9月27日（木）9時～11時35分

会 場：直方市役所8階 大会議室

出席者：鬼崎会長、阿部委員、中村委員、丸本委員、倉富委員、財部委員、田中委員、
田代委員

欠席者：3名

傍聴席：あり（2名）

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

- 1) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

4. その他

【資料】

協議資料 No.1 地域密着型サービス事業所の指定について

協議資料 No.1-2 地域密着型サービス事業者新規指定関係現況写真

協議資料（参考様式）※当日配布 会議終了後回収

～ 議 事 ～

1) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

●事務局

前回保留となった地域密着型通所介護事業所 フィットネスデイ GRANDの
写真と人員配置等の資料を参照し、前回会議で指摘のあった部分を中心に説明。

○会長

事業所指定に関して、委員の皆様方からの意見・質問等があるか？

【質疑応答】

Q1. 建築確認証について、建築主氏名が今回申請者である事業者名となっていないのはなぜですか？

A1. 事業所の建物が建築基準法に適合していることを確認するために添付した書類であり、現在の建物の所有者について証明しているものではない。

Q2. 指定許可されていないのに新聞の折り込み広告が掲載されていたが、事務局は許可したのか？

A2. 事務局は報告を受けておらず、関知していない。

Q3. 広告に掲載された写真は別事業所のものであるよう見受けられるが、このような写真を掲載して虚偽の広告にならないのか？

A3. 事業所に確認したところ、掲載された写真は既にサービスを提供している同一法人の事業所であり、事業の内容を紹介する目的で作成したとのこと。虚偽とまではいかないが、誇大広告に当たる可能性もあるため、事務局として、事業所に厳重注意を行った。

Q4. 資料の確認事項について基準に適合するか否かについては、誰が判断するのか？

A4. 事務局で申請書その他挙証資料を確認し、指定基準に適合しているか否かを判断する。必要であれば、協議会の意見により変更することになる。

Q5. 協議会で指定承認しないのにそのまま事業を行うことはないのか？

A5. 直方市が指定する際は、本協議会で意見を聴取することにしてしているので、保険給付を行う場合は、そのまま事業を行うことはできない。

Q6. 仮にこの事業所が基準に適合していると協議会で判断した場合、10月1日の指定は可能であるのか？

A6. 事務局としては、可能であると思われる。

Q7. 人員基準について、職員 3 名体制で、看護職員や機能訓練指導員が休暇を取ることが可能なのか？

A7. 本事業所における人員基準上の最低人数は、介護職員又は看護職員を 1 名配置ということであり、機能訓練指導員は必要数という考え方であるため、基準を満たすものとする。

【事業所指定に関する意見】

- ① 先ほど現地に立ち寄り、現状確認したところ、前回協議会で指摘された部分は解決していたと考える。
- ② 広さは基準を満たしているが、利用者の動線上のスペースを広くした方が良い。
- ③ 事務室側の非常口は機能を果たさないとされるため、表示をしない方が良い。
- ④ リーフレットに関しては、嚴重注意をする必要がある。
- ⑤ 前回協議会と比較すると、今回は随分納得できた内容になっているところもあるのかなと思われる。
- ⑥ 10 月 1 日に開設予定であったため、内覧会等でケアマネジャーや利用者も現地に行っており、ここなら大丈夫であるという事例も確認しているため、10 月 1 日に開設するにしても、今後は利用者、ケアマネジャーや保険者が進言していけばよいと思われる。

【事務局への意見】

- ① 協議会より指定を受ける前に宣伝は謹んでほしいという意見が出たことを事業者に厳しく伝えること。
- ② 申請受付時には、事前の広告を行わないことを徹底すること。
- ③ 基準に該当するかを判断するため、人員に関する資料等も添付すること。

【現地確認に関する意見】

- ① 広告の件に関する注意や実態の確認のため、現地確認をきちんとした方が良い。
- ② 従来と同様に、事務局で基準等を確認し、本協議会に説明・提案をして、書面のみで協議・検討し、意見を足して改善を求めるといったやり方で良いのではないかと。
- ③ 前回の会議で安全面を見るために必要な写真はあったので、納得している。
- ④ 本協議会は、更新をする場合も審議するということになるので、現地確認は時間的に対応できないのではないかと。
- ⑤ 写真で判断するのは難しいので、現地を見て説明を聞くのがいいと思う。
- ⑥ 遠方でもなく、近隣でもあるので、現地確認し、事業所への意見を集約して、最終的に許可をした方が良いのではないかと。
- ⑦ 常に現地確認を行うほどではないが、あまりにも不備があるような場合は、現地に赴いて確認するというようなことがあってもいいと思われる。

【現地確認に関する結論】

本事案に関しては、現地確認を行い、事業所から意見聴取後、再度会議を行う。

－ 現地確認の為中断 －

【現地確認後再開】

委員 営業に支障は無いが、何点か気になる箇所を指摘した。今回は、広告していることもあり、10月1日のオープンに間に合わせていいと思うが、委員長の判断に委ねたい。

委員長 非常口と玄関からトイレに行くところの手すりは検討が必要。10月1日オープンを委員会として判断するか否か。

委員 注文すべき点はいくつかあるが、10月1日に間に合うよう許可していいと思う。この施設はこの地区でも大事な施設だと思うので、広告に関しては注意をして対応するというのであれば、我々委員会としても、問題は一通り解決したと思う。

【結論】

平成30年10月1日の指定ということで取り扱う。

【附則】

- ① 事務局は、今後、必要条件を満たさない限り指定はできない、また、オープンの際の不足の有無を確認すること。
- ② 今回申請している事業所に、広告について厳しく注意をしていただきたい。

－ 議事終了 －